



## 非常災害への対策は？



### A. 必要な設備を設けなければいけないんだ。

消火設備その他の非常災害のことを考えて必要な設備を設置しないといけないだよ。  
非常災害に関する具体的な見通しを立てて、関係機関への通報や連絡体制が整備されていることも必要だよ。

[非常災害対応マニュアル](#)が必要になってくるね。

この、非常災害に関する具体計画、っていうのは、消防法に規定している消防計画(これに準ずる計画を含む)と風水害、地震等の災害に対処するための計画、のことをいうよ。

この場合、消防計画の策定は、消防法の規定に基づいて定められるものが行うことになっているんだ。

消防業務の実施、も同じだよ。

[非常災害対応マニュアル](#)も、定期的に従業員に周知できていないといけないよ。

非常災害に備えるために、定期的に避難や救出その他の必要な訓練を行わなければいけないんだ。

その時にでも、非常災害対応マニュアルの周知が徹底できるといいね。

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備っていうのは、消防法その他法令等に指定されている設備のことだよ。

これらの設備を確実に設置していなければいけないんだ。

[障がい福祉事業の指定](#)を受けようとする時点で、必ず消防の「防火対象物使用開始届」(もしくは「消防済書」)っていうのが提出されているはずだよ。

これらの文書は、消防法や関係条例の要求する設備が設置されているかを管轄の消防署員が現地確認を行った後にしか提出できないんだ。

消防法はとても複雑な法律なんで、消防設備の設置工事の前には管轄の消防署に相談しているはずだね。

火災等の災害時には、地域の消防機関にすぐに通報するように従業員には通知徹底しておかないといけないんだ。

日ごろから、近くの消防団や[地域](#)の住民とお付き合いをしておいて、なにかあったときに消火や避難なんかに協力してもらえる体制を作っておきたいね。

[《MENU》](#)

[《4つの原則って？》](#)

[《計画書の交付ってどういうこと？》](#)

2022-05-23 掲載